

1 集会及び結社の自由に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 現代民主主義社会においては、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないが、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受けることがあるのはいうまでもなく、このような制限が是認されるかどうかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決めることになる。

イ 市民会館の使用について、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を不許可事由とする規定は、当該会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、当該会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであるが、危険の発生が明らかに差し迫っていなくても、不許可とすることができる。

ウ 公安条例による公共の場所での集会、集団行進等の集団行動についての事前規制については、単なる届出制を定めることは許されるが、許可とは一般的禁止を特定の場合に解除することを意味するから、表現の自由の保障により本来自由たるべき集団行動に許可制を適用することは許されず、一般的な許可制を定めて集団行動を事前に抑制する場合はもちろん、実質的に届出制と異なることがないような規制であっても文面上において許可制を採用することは許されない。

エ 弁護士会や司法書士会等の職業団体が強制加入を定めていることは、職業が高度の専門技術性・公共性を持ち、その専門技術水準・公共性を維持確保するための措置としての必要があつて、その団体の目的及び活動範囲がその職業従事者の職業倫理の確保と事務の改善進歩を図ることに厳格に限定されている限り、必ずしも結社の自由の侵害とはいえない。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	正
2	誤	誤	誤	正
3	正	正	正	誤
4	誤	正	正	誤
5	正	誤	誤	正

2 財産権の保障に関する次のア～オの記述のうち、判例の見解に合致するもののみを全て挙げているものはどれか。

ア 法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更することは、法的安定性を害し、公正さにも欠けるため、許されない。

イ 憲法29条は、1項において「財産権は、これを侵してはならない。」と規定し、2項において「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、私有財産制度を保障しているのみではなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につき、これを基本的人権として保障している。

ウ 土地収用法に基づいて土地を収用する場合、その補償は、当該土地について合理的に算出された相当な額であれば、市場価格を下回るものであっても、適正な補償であるといえる。

エ 憲法29条2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定しており、財産権が全国的な取引の対象となる場合が多く、統一的に法律で規定すべきであることからすると、財産権を法律によらずに条例で規制することは同項に反し許されない。

オ ある法令が財産権の制限を認める場合に、その法令に損失補償に関する規定がない場合であっても、その制限によって損失を被った者が、直接憲法29条3項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではない。

1 ア, ウ

2 ア, エ

3 イ, エ

4 イ, オ

5 ウ, オ

3 外国人の人権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 個人の私生活上の自由の1つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、その自由の保障は、わが国に在留する外国人にも等しく及ぶ。

イ 政治活動の自由については、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑みこれを認めることが相当でないと思われるものを除き、わが国に在留する外国人に対してもその保障が及ぶ。

ウ 外国移住の自由は、その権利の性質上外国人に限って保障しないという理由はなく、外国への移住が後にわが国へ帰国ないし再入国することを前提としていることからすれば、わが国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。

エ 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、できる限りその保障を及ぼすべきであって、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは許されない。

オ 憲法93条2項は、わが国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙の権利を保障したものと解される。

- 1 ア, イ
- 2 ア, ウ
- 3 イ, エ
- 4 エ, オ
- 5 ウ, オ

4 人権保障規定の私人間効力に関する次のA、B各説についてのア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

A説 人権保障規定が私人間においても直接適用される。

B説 民法90条のような私法の一般条項を媒介として、人権保障規定を私人間において間接的に適用する。

ア A説は、人権保障規定を私人間に直接適用することで、私的自治の原則や契約自由の原則がより保障されることになると考えている。

イ A説は、私人間における人権保障規定の相対化を認めた場合には、B説と実際上異なる結果になると批判される。

ウ B説は、私人間に直接適用される人権保障規定はないと考えている。

エ B説は、人権が、本来、「国家からの自由」として、国家権力に対抗する防御権であったという本質を無視していると批判される。

オ 判例は、思想・良心の自由を規定する憲法19条について、私人間を直接規律することを予定するものではないとして、A説を否定している。

1 ア、エ

2 イ、オ

3 ア、ウ、オ

4 イ、ウ、エ

5 イ、エ、オ

5 衆議院の優越に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか。

- A 衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした予算は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、衆議院の議決が国会の議決となる。
- B 内閣は、衆議院又は参議院で、不信任の決議案を可決し又は信任の決議案を否決したときは、総辞職をしなければならない。
- C 条約の締結に必要な国会の承認については、先に衆議院で審議しなければならない。
- D 内閣総理大臣の指名について、衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、衆議院の議決が国会の議決となる。

	A	B	C	D
1	正	正	正	正
2	正	誤	正	誤
3	誤	正	誤	誤
4	誤	誤	正	正
5	誤	誤	誤	誤

- 6 学生A, Bは, 憲法89条後段の「公の支配」と私学助成について, 次のとおり議論している。各学生の発言中の空欄①～⑨に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適当なもののみを挙げているものはどれか。ただし, 異なる空欄に同じ語句は入らない。

【発言】

学生A 憲法89条後段の趣旨・目的としては, 大きく分けて( ① )との立場と( ② )との立場があるとされているね。

学生B ( ① )の立場は, 「公の支配」を厳格に解し, ( ③ )としているね。その結果, 私立学校は( ④ )ということになり, 私学助成は( ⑤ )との解釈に結びつくと言われているよね。

学生A ( ② )の立場だとどうなるのかな。

学生B ( ② )の立場は, 一般に, 「公の支配」を緩やかに解し, ( ⑥ )として, 私立学校は( ⑦ )ということになると思うよ。

学生A 「公の支配」について, ( ⑧ )として, 私学助成は( ⑨ )とする見解もあるよね。

【語句群】

ア 私的な事業への不当な公権力の支配が及ぶことを防止するための規定である

イ 公財産の濫費を防止し, 慈善事業等の営利的傾向又は公権力に対する依存性を排除するための規定である

ウ 国又は地方公共団体の一定の監督が及んでいることをもって足りる

エ その事業の予算を定め, その執行を監督し, その人事に関与することなど, その事業の根本的な方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有することをいう

オ 憲法14条, 23条, 25条, 26条などの他の条項との総合的解釈を行う

カ 「公の支配」に属する

キ 「公の支配」に属しない

ク 合憲である

ケ 違憲の疑いがある

(参照条文)

#### 私立学校法

59条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

#### 私立学校振興助成法

12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 1 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 2 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 3 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 4 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

1 ①—ア, ④—キ, ⑧—エ

2 ②—イ, ⑥—エ, ⑦—カ

3 ③—ウ, ⑤—ケ, ⑧—オ

4 ②—イ, ④—キ, ⑨—ク

5 ③—エ, ⑥—オ, ⑦—カ



7 裁判の公開と傍聴の自由に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 憲法82条1項の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにあるから、憲法82条1項は、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることを認めたものと解される。
- 2 傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認識、記憶するためにされるものである限り、尊重に値し、故なく妨げられてはならないものというべきであるから、憲法82条1項は、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものと解される。
- 3 新聞が真実を報道することは、憲法21条の表現の自由に属し、そのための取材活動も認められなければならないが、たとえ公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し、被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するようなものは許されない。
- 4 政治犯罪、出版に関する罪又は憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、公開しないでこれを行うことができる。
- 5 証人尋問が公判期日において行われる場合、ビデオリンク方式（同一構内の別の場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法）によった上で傍聴人と証人との間で遮へい措置を採ったときには、審理が公開されているとは言えないから、憲法82条1項に違反する。

8 Aは、自らの所有する甲建物をBに対して売却し、BはCに対して甲建物を転売したが、その後、AはAB間の売買契約をBの詐欺又は強迫を理由に取り消すとの意思表示をした。この事例に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も適当なものとはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

ア AB間の売買契約はBの詐欺に基づくものであった。Cが民法96条3項に基づき保護されるためには、Aの取消前に、甲建物について所有権移転登記を備えることが必要である。

イ AB間の売買契約はBの強迫に基づくものであった。Cは、Bの強迫について善意であるにとどまらず、無過失であったとしても、民法96条3項に基づき保護されない。

ウ AB間の売買契約はBの暴行によるものであったが、その際、Aは完全に意思の自由を失うには至らなかった。この場合であっても、AがBの暴行によって畏怖し、畏怖の結果甲建物を売却したという関係が主観的に存在すれば、AはBの強迫を理由としてAB間の売買契約を取り消すことができる。

	ア	イ	ウ
1	正	正	正
2	誤	正	正
3	正	正	誤
4	正	誤	誤
5	誤	誤	正

9 成年者Bは、Aの代理人と称して、Cに対し、Aの所有する甲土地を売却した(以下、この売買契約を「本件契約」という)。この事例に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による)。

- 1 Bは、本件契約の際、Cに対して、Bに甲土地を売却する代理権を付与する旨が記載されたAの委任状を示したが、その委任状はBがAに無断で偽造したものであり、BはAから何ら代理権を授与されていなかった。この場合、Cが、本件契約締結時に、BがAから代理権を授与されていないことを知らず、そのことについて過失がなければ、代理権授与の表示による表見代理が成立する。
- 2 Bは、Aから授与された代理権を越えて本件契約を締結したものであったが、Cは甲土地を更にDに転売した。この場合、Dが、CD間の売買契約締結時に、Bに本件契約を締結する代理権があると信じ、信じたことについて正当な理由があったとしても、権限外の行為の表見代理は成立しない。
- 3 BはAから甲土地を売却する代理権を授与されていたが、この代理権は本件契約を締結する前に消滅していた。この場合、Cが、Aに対して相当の期間を定めて追認するかどうかを確答すべき旨の催告をするためには、Cは、本件契約締結時に、Bの行為が無権代理であることについて善意である必要がある。
- 4 BはAから何らの代理権を授与されていなかったが、Aは、本件契約の後、Cに対してBの無権代理行為を追認した。この場合、Cは、本件契約締結時に、BがAから代理権を授与されていなかったことを知らず、そのことについて過失がなければ、本件契約を取り消すことができる。
- 5 BはAから何らの代理権を授与されていなかった。この場合、Cは、本件契約締結時に、BがAから代理権を授与されていないことを知らず、そのことについて過失がなかったとしても、Bが自身の無権代理行為について無過失であれば、Bに対して民法117条に基づき無権代理人の責任を追及することはできない。

**10** 時効の起算点に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 取得時効の起算点は、時効の基礎たる事実の開始した時であり、取得時効を援用する者が任意にその起算点を選択することはできない。

イ 債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、債権者が債務者に対して当該請求権について履行の請求をした時である。

ウ 割賦金弁済契約において、「債務者が割賦金の支払を1度でも怠った場合は、期限の利益を喪失させる旨の債権者の意思表示により期限の利益が失われ、債権者は残債務全部の履行を請求できる。」という特約が付されている場合は、債務者が1度でも割賦金の支払を怠ると、その時から残債務全額の消滅時効が進行する。

エ 売買契約の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時である。

オ 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時である。ここでいう「損害を知った時」とは、損害を現実に認識した時のみならず、損害発生の可能性を認識した時も含む。

- 1 ア, ウ
- 2 ア, エ
- 3 イ, エ
- 4 イ, オ
- 5 ウ, オ

**11** Aは、自らが所有する甲土地をBへ売却した。Aは、Bへ売却する前、甲土地をCに対して賃貸して引き渡し、Cは、甲土地上に建物を建築して保存登記を行っていた。この事例に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による)。

ア Bは、AからBへの譲渡について所有権移転登記を備えなければ、Bが甲土地の賃貸人であることを争っているCに対し、賃貸人の地位を主張して賃料の支払を請求することができない。

イ AがBに対して甲土地を売却する前にAC間の賃貸借契約が終了していた場合、Bは、AからBへの譲渡について所有権移転登記を備えなければ、Cに対し、甲土地の所有権に基づく明渡請求をすることができない。

ウ Aは、Bに対して甲土地を売却する前にDに対して甲土地を売却し、所有権移転登記も行ったが、Bへ売却する前にAD間の売買契約は解除された。この場合、Bは、AからBへの譲渡について所有権移転登記を備えなければ、Dに対し、甲土地の所有権を主張することができない。

エ Aが甲土地をBへ譲渡した後、Aの債権者であるEが強制競売の申立てを行い、甲土地を差し押さえた。Bは、AからBへの譲渡について所有権移転登記を備えていなければ、Eに対し、甲土地の所有権を主張することができない。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	正	誤	誤	正
4	誤	正	正	誤
5	誤	誤	正	正

**12** 共有に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア A, B, Cの3人が各3分の1の持分で甲土地を共有しているが、Aが、B及びCの承諾を得ずに単独で甲土地を占有し、B及びCが甲土地を使用できない場合、B及びCの持分を合計すると過半数を超えるから、B及びCは、Aに対して、甲土地の明渡しを請求することができる。

イ A, B, Cの3人が各3分の1の持分で甲土地を共有しているが、Aが、B及びCの承諾を得ずに単独で甲土地を占有し、B及びCが甲土地を使用できない場合、B及びCは、Aに対して、B及びCの持分権侵害を理由に損害賠償を求めることができる。

ウ A, Bの2人が各2分の1の持分で甲土地を共有している場合、Aは、Bの承諾なしに、Aの持分をCに譲渡することができる。

エ A, Bの2人が各2分の1の持分で甲土地を共有している場合、CがBからその持分の譲渡を受け、その旨の持分移転登記をしたが、この譲渡が無効であったとき、Aは、Cに対し、単独でこの持分移転登記の抹消登記手続を求めることはできない。

オ A, Bの2人が各2分の1の持分で甲土地を共有している場合、Aがその持分を放棄したとき、この持分はBに帰属する。

1 ア, イ, ウ

2 ア, エ, オ

3 イ, ウ, エ

4 イ, ウ, オ

5 エ, オ

**13** 譲渡担保に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか  
(争いのあるときは、判例の見解による。)

ア 不動産の譲渡担保権設定者は、正当な権原なしに目的物を占有する者に対して、その返還を請求することはできないのが原則である。

イ 譲渡担保権設定者が弁済期に債務を弁済しなければ甲建物を弁済に代えて確定的に譲渡担保権者の所有にする旨の合意がされた場合、譲渡担保権設定者が弁済期に債務を弁済しないとき、譲渡担保権者は、確定的に甲建物の所有権を取得するから、譲渡担保権設定者に対し、債権額と甲建物の適正評価額との差額を清算金として支払う必要がない。

ウ 不動産の譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に目的物を譲渡した場合には、譲渡担保権設定者である債務者は、目的物の譲受人が背信的悪意者に当たると否とにかかわらず、債務の弁済による目的物の受戻しはできない。

エ 動産の譲渡担保の対抗要件は引渡しであるが、この引渡しに占有改定は含まれない。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	誤	誤	正	誤
4	誤	正	正	誤
5	誤	正	誤	正

**14** 相殺に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 相殺するためには、自働債権及び受働債権の双方が弁済期にあることが必要である。
- 2 債務者が、第三者からその債権者に対する債権を譲り受けた場合、当該債権の譲渡を受けるより前にその債権について消滅時効が完成していたとしても、譲り受けた債権を自働債権、自身の債務を受働債権として、相殺することができる。
- 3 自働債権が不法行為に基づく損害賠償請求権であっても、受働債権が不法行為に基づく損害賠償請求権でなければ、相殺することができる。
- 4 請負代金債権を自働債権として請負契約における瑕疵修補に代わる損害賠償を受働債権と相殺することは、請負代金債権に同時履行の抗弁権が付着しているため、認められない。
- 5 第三債務者が債務者に対して負う債務について、債権者が差押えをしたときは、第三債務者が当該差押えの前から債務者に対して債権を有していたとしても、当該債権を自働債権とし、差し押さえられた債務を受働債権として相殺することはできない。



**15** 債権者代位権に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

ア 甲が乙に対してA土地を売却し、さらに、乙は丙に対してA土地を売却したところ、乙が甲からA土地の所有権移転登記を経ていない場合、乙が無資力でなければ、丙は乙の甲に対する所有権移転登記請求権を代位行使することができない。

イ 債権者代位権を行使するためには、代位して行使する権利が発生するよりも前に被保全債権が成立していることが必要である。

ウ 甲からA土地を賃借している乙は、A土地を不法占有している丙に対して、甲の丙に対する所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使し、A土地を乙に明け渡すよう請求することができる。

エ 甲が乙にA土地を売却したが、まだA土地の所有権移転登記手続きをしていないときに、甲に対して債権を有する丙が、同債権を被保全債権として、甲の乙に対する売買代金債権を代位行使した場合、乙は、甲に対して主張できた同時履行の抗弁権を丙に対しては主張することができない。

オ 遺留分権利者が遺留分減殺請求権を第三者に譲渡するなどして、その権利行使の確定的意思を外部に表明した場合には、債権者代位権に基づき遺留分減殺請求権を代位行使することができる。

1 ア, エ

2 イ, ウ

3 ウ, オ

4 エ, イ

5 オ, ア

**16** 債務不履行に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

ア 期限の定めのない金銭消費貸借契約の債務者は、債権者から催告を受けた日から履行遅滞となる。

イ 種類物の売買契約において、買主が売主の下を訪れて目的物の引渡しを行うという合意がされた場合に、売主は、買主に対して目的物を引き取りにくるよう通知しただけでは、その後に当該目的物が滅失したときに、売主は同種の物を調達して買主に引き渡さなければ、債務不履行の責任を負う。

ウ 売買契約において、買主が目的物の受領を拒絶した場合、売主は買主の受領拒絶を理由として、債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできない。

エ 売買契約の買主が代金の支払を遅滞したときは、買主において代金支払の遅滞が不可抗力によるものであることを立証すれば、買主は債務不履行の責めを免れることができる。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	誤	正	正
2	正	誤	正	誤
3	誤	正	正	誤
4	誤	正	誤	誤
5	誤	誤	誤	正

**17** 同時履行の抗弁権に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

- 1 土地を目的物とする売買契約を締結した場合、売主の所有権移転登記協力義務及び引渡義務と買主の代金支払義務とは同時履行の関係にあるため、買主は、売主が所有権移転登記手続及び土地の引渡しをするまで、同時履行の抗弁権を理由として、代金の支払を拒むことができる。
- 2 履行遅滞により双務契約を解除するには、相手方の同時履行の抗弁権を封じるため、自己の債務について履行の提供をする必要があるが、債権者があらかじめ受領を拒んでいる場合には、履行の提供をする実益がないため、履行の提供は不要である。
- 3 双務契約が行為能力の制限により取り消された場合、双方の当事者が既履行の給付について負担する不当利得返還債務は、同時履行の関係となる。
- 4 同時履行の抗弁権が付着する債権の履行を請求するには、相手方の同時履行の抗弁権を封じる必要があるが、一度でも自己の債務について履行の提供をした場合には、同時履行の抗弁権は消滅するため、裁判所は原告の請求を認容することになる。
- 5 同時履行の抗弁権が付着する債権の履行を請求しても、相手方が同時履行の抗弁権を行使した場合、債務の履行を拒めるため、裁判所は原告の請求を棄却することになる。

18 契約の解除における催告の要否に関する次のア～エの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 売買契約において、買主が期限を過ぎても代金の支払を拒絶している場合には、売主は催告することなく契約を解除することができる。

イ 賃貸借契約において、無催告解除特約が合意されている場合には、賃借人に債務不履行があれば、直ちに賃貸人は催告することなく契約を解除することができる。

ウ 定期行為の履行遅滞により解除する場合には、催告することなく解除することができる。

エ 他人の権利の売買において、売主が売却した権利を取得して買主に移転することができない場合には、買主は催告することなく契約を解除することができる。

1 ア, ウ

2 ア, エ

3 イ, エ

4 イ, ウ

5 ウ, エ

19 Aが、自己所有の建物甲をBに賃貸し、Bが、建物甲をCに転貸した事例に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア Bが、Aに無断で建物甲をCに転貸した場合であっても、Aは、Bとの賃貸借契約を解除しなければ、Cに対して建物甲の明渡しを請求することはできない。

イ Aが、BからCへの転貸を承諾していた場合であっても、AとCの間には契約関係がないから、Aは、Cに対して賃料の支払を直接請求することはできない。

ウ AとBが、賃貸借契約を合意によって解除した場合、Aが法定解除権を行使できるなどの事情がない限り、Aは、Cに対して賃貸借契約の終了の効果を対抗することができない。

エ Aが、BからCへの転貸を承諾していた場合であっても、Cが過失によって建物甲を毀損した場合は、Bは、Aに対して損害賠償責任を負う。

オ Aが、BからCへの転貸を承諾していた場合は、BがAに対して賃料を支払わなくとも、Cを保護する必要があるから、Aは、Cに対して催告しなければ、Bとの間の賃貸借契約を解除できない。

- 1 ア, イ
- 2 ア, ウ
- 3 イ, オ
- 4 ウ, エ
- 5 エ, オ

**20** 不法行為に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

ア 未成年者が他人に損害を与えた場合、未成年者に責任能力があれば、監督義務者が不法行為による責任を負うことはない。

イ 土地工作物によって他人に損害が生じた場合、工作物の占有者は、その損害の発生を防止するのに必要な注意を行ったことを立証すれば、損害賠償責任を免れることができる。

ウ 民法723条にいう名誉とは、自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情を含むものであるから、新聞に個人の名誉感情を害する記事が掲載された場合、同条に基づき、名誉を回復するための処分を求めることができる。

エ 不法行為による被害者が死亡した場合、支払われた生命保険金は、損害額から控除される。

オ 民法722条2項にいう被害者の過失には被害者側の過失が含まれるが、保育園に預けられている幼児が不法行為により損害を被った場合、保育園の保育士に監督上の過失があったとしても、過失相殺において、被害者側の過失として斟酌されない。

1 ア, エ

2 ア, ウ

3 イ, エ

4 イ, オ

5 ウ, オ

以下30問までは刑法選択者の問題です。

**21** 不作為犯に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

- A 不作為犯には、真正不作為犯と不真正不作為犯の2種類のものがある。そのうち、不作為を明示的に構成要件要素として規定し、それが犯罪となる条件を法文上明示しているもののことを、真正不作為犯といい、刑法130条後段の不退去罪がその例である。
- B 不作為犯であっても、不作為と結果との間に因果関係が必要である。甲が、乙に対し覚せい剤を注射し、錯乱状態に陥った乙をホテルの客室に放置した結果、乙が覚せい剤による急性心不全のため死亡したという事案で、直ちに甲が救急医療を要請していれば合理的な疑いを超える程度に救命が確実であったといえても、救命が不可能であった可能性がある限り、甲による放置と乙の死亡との間に因果関係を認めることはできない。
- C 甲は、手の平から患者にエネルギーを通すという独自の治療を行っていたが、甲が、脳内出血で倒れて病院に入院した乙の治療をその息子から依頼されて引き受け、主治医の警告を無視して乙を入院中の病院からホテルの部屋まで運び出させ、そのまま医療措置を受けさせないで乙を放置して死亡させたという事案で、甲が、自己の責めに帰すべき事由により乙の生命に具体的な危険を生じさせた上、乙が運び込まれたホテルにおいて、甲を信奉する乙の親族から、重篤な状態にある乙に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあっても、甲に不作為の殺人罪は成立しない。
- D 不作為犯が成立するためには、行為者に作為義務がなければならない。この作為義務は、法律上の義務である必要はなく、道德上の義務や倫理的な義務でもかまわない。

	A	B	C	D
1	正	誤	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	誤	正	正	正
4	誤	正	誤	誤
5	正	誤	誤	正



**22** 緊急避難と正当防衛に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なもののはどれか。

- ア 緊急避難は、現在の危難の存在する状況において問題になるものであるが、そのような状況においては、人間は冷静な判断をすることは難しいのであるから、保全法益が侵害法益よりも小さい場合でも、緊急避難が成立する。
- イ 急迫不正の侵害がある場合、その場から逃げるのが可能であったのにこれをせず、侵害者に対して反撃したときでも、正当防衛が成立する場合がある。
- ウ 判例によれば、侵害があらかじめ予期されていた場合、その侵害の急迫性は認められず、正当防衛は成立しない。
- エ 緊急状態における心理的動揺に基づく期待可能性の減少は誤想過剰防衛の場合も認められるから、誤想過剰防衛の場合にも過剰防衛と同様に刑の減免が認められるべきであるという説明は、過剰防衛における刑の任意的減免の根拠について、責任減少説の立場に立った場合の説明である。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	誤	正
3	誤	正	正	誤
4	誤	正	誤	正
5	誤	誤	正	正

**23** 次の文章の空欄①～⑨に語句群から適切な語句を入れると、中止犯に関する記述となる。空欄に入る語句の組合せとして適当なもののみを挙げているものはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度入れてもよい。

中止犯については、必要的に刑を減免することとされている。その根拠については、( ① ) 説と ( ② ) 説が対立する。さらに、( ② ) 説は、( ③ ) 減少説と ( ④ ) 減少説に大別される。( ① ) 説は、中止犯の成立が認められる場合の効果は刑の減免であることと ( ⑤ ) 。( ③ ) 減少説は、未遂犯における故意は主観的 ( ③ ) 要素であり、一度生じた故意を放棄することによって ( ③ ) が減少するから、刑が減免されるという立場であるが、この説に対しては、共犯者の一部が任意に中止し結果発生を防止した場合に、中止の効果は ( ⑥ ) と解されていることと ( ⑦ ) との批判がある。他方、( ④ ) 減少説に対しては、既遂の場合に中止犯の成立が ( ⑧ ) ことと ( ⑨ ) との批判がある。

【語句群】

- |           |               |       |
|-----------|---------------|-------|
| ア 法律      | イ 政策          |       |
| ウ 責任      | エ 違法(性)       | オ 危険性 |
| カ 整合する    | キ 整合しない       |       |
| ク 本人のみに及ぶ | ケ その他の共犯者にも及ぶ |       |
| コ 認められる   | サ 認められない      |       |

- 1 ①—イ, ④—オ, ⑤—カ
- 2 ②—ア, ⑥—ケ, ⑦—キ
- 3 ③—エ, ⑦—キ, ⑧—コ
- 4 ②—ア, ⑤—カ, ⑥—ク
- 5 ④—ウ, ⑧—サ, ⑨—カ

**24** 学生AとBは、次の事例について議論している。各学生の発言中の①～⑥の空欄に語句群から適切な語句を入れた場合の組合せとして適当なもののみを挙げているものはどれか。ただし、空欄には同じ語句を何度入れてもよい。

**【事例】**

甲は、日頃から暴行を加えて自己の意のままに従わせていた当時12歳の乙に賽銭箱から金員を窃取するよう命じたところ、乙は是非善悪の判断能力は有していたが、甲の日頃の言動に畏怖し意思を抑圧されていたため、甲の指示どおり窃盗を行った。

**【発言】**

学生A 私は、共犯の従属性について、( ① )ことを理由に、狭義の共犯が成立するためには、正犯が( ② )と考えます。したがって、刑事未成年を利用する行為について教唆犯が成立する可能性はありません。今回の事例では甲に窃盗罪の( ③ )が成立すると考えます。

学生B 私は、狭義の共犯が成立するためには、正犯が( ④ )と考えます。したがって、刑事未成年を利用する行為について教唆犯が成立する可能性があります。しかし、今回の事例では( ⑤ )ため、甲に窃盗罪の( ⑥ )が成立すると考えます。

**【語句群】**

- ア 刑法61条1項が「人を教唆して犯罪を『実行させた』者」と規定している
- イ 刑法61条1項が「人を教唆して『犯罪』を実行させた者」と規定している
- ウ 違法は連帯的に、責任は個別的に考えるべきである
- エ 構成要件該当性、違法性を具備することが必要であり、それで足りる
- オ 構成要件該当性、違法性、責任を具備することが必要であり、それで足りる
- カ 教唆犯
- キ 幫助犯
- ク 間接正犯
- ケ 乙が意思を抑圧されている
- コ 乙が是非善悪の判断能力を有している

- 1 ①—ア, ③—ク
- 2 ①—イ, ⑤—ケ
- 3 ②—オ, ⑤—コ
- 4 ③—ク, ④—オ
- 5 ④—オ, ⑥—ク

**25** 因果関係に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのある場合は、判例の見解による。)

- A 行為者が、被害者に対し、顔面を布団で覆って鼻口部を圧迫するなどの暴行を加えたところ、被害者が死亡したという事案において、被害者の重篤な心臓疾患という特殊事情さえなかったならば死亡の結果が生じなかったであろうと認められ、しかも、行為者が行為当時その特殊事情があることを知らず、死亡の結果を予見することもできなかったとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって死亡の結果を生ぜしめたものと認められる以上、行為者の暴行と被害者の死亡の結果との間の因果関係を認める余地がある。
- B 海中における夜間潜水の講習指導中、指導者が不用意に受講生らのそばから離れて同人らを見失い、被害者である受講生が圧縮空気タンク内の空気を使い果たしてでき死するに至った事故について、被害者は潜水経験に乏しく技術が未熟であり、指導補助者もその経験が極めて浅かったという事情があったとしても、指導補助者及び被害者自身の不適切な行動が介入したといえる場合には、指導者の過失行為と被害者の死亡の結果との間の因果関係は否定される。
- C 自動車を運転していた行為者が、自転車で通行中の被害者と衝突し、これを自車の屋根の上にはね上げたまま走行中、これに気付いた同乗者が被害者の身体をさかさまに引きずりおろし、舗装道路上に転落させたところ、被害者が死亡したという事案において、被害者の死因となった頭部の傷害が、同乗者が被害者を自動車の屋根から引きずり降ろし路上に転落させた際に生じたものである可能性がある場合には、被害者に自動車を衝突させるという行為者の過失行為から被害者の死亡の結果が発生することが経験則上当然に予想し得るとはいえず、行為者の過失行為と被害者の死亡の結果との間の因果関係は否定される。
- D 行為者が、被害者に対して頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加え、被害者を意識消失状態に陥らせた後、資材置場に放置して立ち去ったところ、被害者が死亡したという事案において、行為者が資材置場から立ち去った後に、何者かが、うつぶせ状態で倒れていた被害者の頭部を角材で数回殴打し、その暴行は被害者の死期を幾分か早める影響を与えるものであったという事情があった場合には、行為者の当初の暴行と被害者の死亡の結果との間の因果関係は否定される。

	A	B	C	D
1	誤	正	誤	正
2	正	正	誤	誤
3	正	誤	誤	正
4	誤	正	正	正
5	正	誤	正	誤

**26** 窃盗罪と強盗罪に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による）。

- 1 甲が、乙に対し暴行又は脅迫を加えて財物を奪取した場合、それが恐喝罪となるか強盗罪となるかは、その暴行又は脅迫が社会通念上一般に乙の反抗を抑圧するに足りる程度のものであるかどうかという客観的な基準によって決められ、乙の主観を基準として決められるものではない。
- 2 パチスロ店内で、パチスロ機に針金を差し込んで誤動作させるなどの方法によりメダルを窃取した乙の共同正犯である甲が、その犯行を隠蔽する目的をもって、その隣のパチスロ機において、通常の方法により遊戯していた場合、この通常の遊戯方法により取得したメダルについては、窃盗罪が成立する。
- 3 甲が、乙の自動車を数時間にわたって完全に自己の支配下に置く意図の下に、乙に無断で自動車を4時間余り乗り回した事案において、甲が、自動車を使用後に元の場所に戻しておくつもりであった場合には、不法領得の意思がなく、窃盗罪は成立しない。
- 4 甲は、金品を盗もうと考え、深夜、無人の雑貨店舗内において、懐中電灯で真暗な店内を照らしたところ、高価な雑貨が積んであることが分かったが、なるべく現金を盗みたいと思い、現金がある精算レジに近づいた。この場合、未だレジ内を物色していないので、窃盗罪の実行の着手は認められない。
- 5 甲が、乙方で指輪を窃取した後も、犯行現場の真上の天井裏に潜んでいたところ、犯行の約1時間後に帰宅した乙から、窃盗の被害に遭ったこと及びその犯人が天井裏に潜んでいることを察知され、犯行の約3時間後に被害者の通報により駆けつけた警察官に発見されたことから、逮捕を免れるため、警察官に暴行を加えたという事案では、被害者等から容易に発見されて、財物を取り返され、あるいは逮捕され得る状況が継続していたとはいえ、暴行は窃盗の機会の継続中に行われたものではないから、甲には事後強盗罪は成立しない。

**27** 横領罪に関する次のA～Cの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による)。

A 甲が、自己が占有する乙所有の不動産に、乙に無断で抵当権を設定してその旨の登記を済ませた後、当該不動産を売却した場合、甲が当該不動産を売却した行為自体について横領罪が成立しうる。

B 甲が、自己が所有する不動産を乙に売却した後、所有権移転登記をする前に、当該不動産を丙に売却して所有権移転登記を済ませた場合、甲には横領罪が成立しうる。

C 甲が、自己が所有する不動産につき、債権者乙との間で第1順位の抵当権設定契約を締結したが、その登記をする前に、当該不動産につき丙との間で第1順位の抵当権設定契約を締結し、その登記も済ませた場合、甲には横領罪が成立しうる。

	A	B	C
1	正	正	正
2	正	誤	正
3	正	正	誤
4	誤	誤	正
5	誤	正	誤



28 文書偽造罪に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

- A 公務員でない甲が、虚偽の申立てをして情を知らない公務員に内容虚偽の証明書を作成させた場合、甲には虚偽公文書作成罪の間接正犯が成立する。
- B 黒板上にチョークで文字を記載した場合、永続性がないため文書偽造罪の文書に当たらない。
- C 甲が、乙所有の建物を勝手に売ろうとして、「乙代理人甲」の名義で建物の売買契約書を作成した場合、文書の名義人は代理人甲であるから、甲に私文書偽造罪は成立しない。
- D 就職するために、虚偽の氏名、生年月日、住所、経歴等を記載し、自分の顔写真を貼付した履歴書を作成した場合、文書から生じる責任を免れようとする意思を有していなくても、私文書偽造罪が成立する。

	A	B	C	D
1	正	正	正	正
2	正	誤	誤	正
3	誤	正	誤	誤
4	誤	誤	誤	正
5	正	誤	正	誤

**29** 住居を侵す罪に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか（争いのある場合は、判例の見解による。）。

- A 刑法130条の客体である「建造物」には、建物に接してその周辺に存在し、管理者が門扉などを設置して建物利用のために供されるものであることが明示されている付属地は含まれない。
- B 警察署庁舎建物及び中庭への外部からの交通を制限し、みだりに立入りすることを禁止するために設置された高さ約2.4 mの警察署の塀の上部に、中庭に駐車された捜査車両を確認する目的で上がっただけでは、建造物侵入罪は成立しない。
- C 駅の財産管理権を有する駅長が現に駅構内への出入りを制限し又は禁止する権限を行使しているものの、構造上駅舎の一部で鉄道利用客のための通路として使用されており、営業時間中は一般公衆に開放されて事実上人の出入りが自由であるという駅出入口階段付近は、刑法130条にいう「人の看守する建造物」に該当しない。
- D 一般の現金自動預払機利用客を装い、現金自動預払機利用客のカードの暗証番号等を盗撮する目的で現金自動預払機が設置された銀行支店出張所に営業中に立ち入った場合、建造物侵入罪は成立しない。

	A	B	C	D
1	誤	誤	誤	正
2	正	正	誤	誤
3	正	誤	正	正
4	誤	誤	誤	誤
5	誤	正	正	誤

**30** 学生A～Dは、詐欺罪における損害に関して、次のI～IVの見解のうち、互いに異なるものを採用し、議論している。学生とその採用する見解の組合せとして最も適当なのはどれか。

**【見解】**

- I 詐欺罪が成立するためには財産的損害の発生は不要である。
- II 詐欺罪が成立するためには財産的損害の発生が必要であり、損害とは全体財産の減少をいうと解する。
- III 詐欺罪が成立するためには財産的損害の発生が必要であり、損害とは個別財産の喪失をいうと解する。
- IV 詐欺罪が成立するためには財産的損害の発生が必要であり、損害とは個別財産の喪失をいうと解するが、被害者の錯誤が財産と実質的に関係のあるものであることを要する。

**【発言】**

学生A Dさんの見解は、詐欺罪が財産犯の一種であり、その実質は財産的価値の侵害にあることを看過しているのではないかな。

学生B 私やAさんの見解からは、17歳であるのに20歳であると偽って18歳未満の者に販売が禁止されている書籍を購入したような場合は不可罰となるのは当然だけど、CさんやDさんの立場によると、詐欺罪が成立することになるのではないのかな。

学生C いや、その場合には、本当のことを知っても販売したであろうと推定され、錯誤と交付の因果関係が欠けるという理由で、不可罰と考えるよ。

学生D Bさんの見解からは、20万円の商品を「一般に100万円の価値のあるものだが、20万円に値引きする」と偽って20万円で販売した場合についても、当然不可罰と考えることになるので、妥当でないよ。

- 1 A—II, C—IV
- 2 A—III, D—I
- 3 A—IV, B—III
- 4 B—I, D—II
- 5 B—II, C—III

以下40問までは経済理論選択者の問題です。

- 31** ソローの新古典派成長モデルを考える。産出量を  $Y_t$ 、資本ストックを  $K_t$  とし、労働人口は時間を通じて一定と考える ( $L$ )。これらより、次のようなマクロ生産関数を仮定する。

$$Y_t = AK_t^\alpha L^{1-\alpha}$$

また、粗投資を  $I_t$ 、資本減耗率を  $\delta$  とし、資本ストックの時間を通じた変化は次のように表されるものとする。

$$K_{t+1} - K_t = I_t - \delta K_t$$

マクロの貯蓄率  $s$  は一定であり、各期において財・サービス市場は均衡しているものとする。したがって、 $I_t = sY_t$  の関係が成立している。

このような状況の下で、いま  $A = 1.4$ 、 $\alpha = 0.5$ 、 $\delta = 0.07$ 、 $s = 0.2$  とした場合、長期均衡（定常状態）における労働人口1人当たり資本ストックの値として、最も適当なものはどれか。

- 1 12
- 2 16
- 3 27
- 4 48
- 5 81

**32** マクロ経済学におけるケインズのアプローチに関する次のア～エの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

ア IS—LM分析において、IS曲線の上方では、財市場が超過供給状態にある。

イ ケインズ経済学では、名目賃金率の下方硬直性を仮定し、非自発的失業の存在を想定している。

ウ AD—AS分析では、フィリップス曲線を基礎として総需要曲線が導かれる。

エ 45°線分析では、「有効需要の原理」と「セイの法則」に基づいて、国民所得の決定がなされる。

1 ア, イ, ウ

2 イ, ウ, エ

3 ア, イ

4 ア, エ

5 ウ, エ

33 以下のようなマクロ経済モデルを考える。

$$Y = C + I + G + X - M$$

$$C = 0.9(Y - T) + 20$$

$$I = 120$$

$$G = 100$$

$$T = 100$$

$$X = 80$$

$$M = 0.15Y + 70$$

( $Y$ ：国民所得， $C$ ：消費， $I$ ：投資， $G$ ：政府支出， $X$ ：輸出， $M$ ：輸入， $T$ ：租税)

完全雇用国民所得が800であるとき，この経済に関する次のア～オの記述のうち，適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

- ア 均衡国民所得は760である。
- イ この経済には40のインフレ・ギャップが存在する。
- ウ 40だけの政府支出増加によって完全雇用が達成できる。
- エ 160だけの政府支出増加を同額の増税で賄えば完全雇用が達成できる。
- オ 限界輸入性向が0.1に低下すると完全雇用が達成できる。

- 1 ア，エ
- 2 イ，エ
- 3 ウ，オ
- 4 ア，ウ，オ
- 5 ウ，エ，オ

### 34 金融政策に関する記述として最も適当なものはどれか。

- 1 民間金融機関の預金準備率が上昇すると、信用乗数が大きくなるため、金融緩和政策の効果は大きくなる。
- 2 いわゆる流動性のわなの状況にある経済においては、金融緩和政策の有効性が通常より大きくなるとされる。
- 3 日本銀行によるゼロ金利政策とは、基準割引率及び基準貸付利率（かつての公定歩合）を限りなくゼロに近づける政策である。
- 4 アナウンスメント効果とは、政策が公表された時点で経済主体がそれを織り込んで行動する結果、実際の政策発動前に表れる効果のことである。
- 5 テーラー・ルールとは、短期の利子率をインフレ率のみに依存して決定するルールであり、多くの国の金融政策がこのルールに従ってきたとされている。

35 以下のようなマクロ経済モデルを考える。

$$Y = C + I + G + NX$$

$$C = 0.8(Y - T) + 25$$

$$I = -20i + 200$$

$$G = 50$$

$$T = 50$$

$$NX = -0.05Y + 0.1e - 20$$

$$\frac{M}{P} = L$$

$$M = 1500$$

$$P = 1$$

$$L = 2Y - 10i + 550$$

$$i = i^*$$

$$i^* = 5$$

( $Y$ ：国民所得， $C$ ：消費， $I$ ：投資， $G$ ：政府支出， $NX$ ：純輸出， $T$ ：租税， $i$ ：国内利子率， $e$ ：自国通貨建て為替レート， $M$ ：貨幣供給量， $P$ ：物価水準(一定)， $i^*$ ：外国利子率)

この経済に関する次のア～オの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。

- ア 減税によって国民所得を増やすことができる。
- イ 政府支出を増加させると自国通貨が増価する。
- ウ 貨幣供給量を増加させると国民所得を増やすことができる。
- エ 貨幣供給量を増加させると自国通貨が増価する。
- オ 外国利子率が上昇すると国民所得が増加する。

- 1 ア，エ
- 2 イ，ウ
- 3 イ，オ
- 4 ア，ウ，エ
- 5 イ，ウ，オ



**36** 2つの生産要素  $x$ ,  $y$  を投入し生産物  $z$  を生産する企業の生産関数が、 $z = \frac{1}{4}x^{0.3}y^{0.7}$  で表されている。生産要素  $x$  の価格を6, 生産要素  $y$  の価格を21とした場合に、この企業が費用最小化の結果として決定する生産要素投入比率  $\frac{x}{y}$  はいくらか。

1 2

2  $\frac{3}{2}$

3 1

4  $\frac{2}{3}$

5  $\frac{1}{2}$

- 37** 3人の個人(個人A, B, C)と3つの選択肢( $x$ ,  $y$ ,  $z$ )が存在する選挙を考える。ケース1, ケース2, ケース3は, 各個人の選択肢に対する選好順位を示しており, 選好順位が1位, 2位, 3位の順にこの個人にとって望ましい選択肢を表している。これらのケースのうち, 投票のパラドックスが起きないケースのみを全て挙げているものはどれか。

ケース1

順位	1位	2位	3位
個人A	$z$	$x$	$y$
個人B	$x$	$y$	$z$
個人C	$y$	$z$	$x$

ケース2

順位	1位	2位	3位
個人A	$x$	$y$	$z$
個人B	$y$	$x$	$z$
個人C	$z$	$y$	$x$

ケース3

順位	1位	2位	3位
個人A	$x$	$z$	$y$
個人B	$z$	$x$	$y$
個人C	$z$	$y$	$x$

- 1 ケース1
- 2 ケース3
- 3 ケース1, ケース2
- 4 ケース2, ケース3
- 5 ケース1, ケース2, ケース3

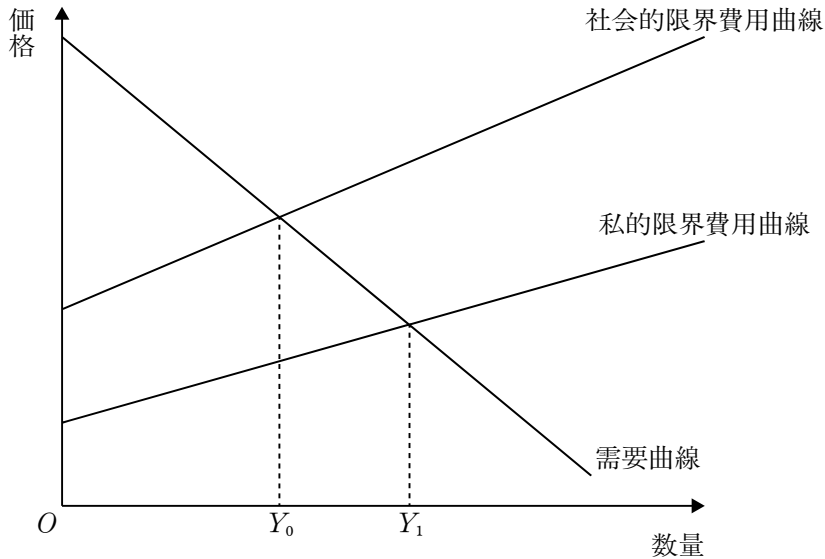
- 38** 完全競争市場において、X財の需要曲線が $P = 252 - 2x$ 、供給曲線が $P = x + 60$ であるとする。ここで $P$ はX財の価格、 $x$ はX財の数量である。X財に10%の消費税が課されたとき、課税後の均衡における消費者と生産者の租税負担の割合の組合せとして最も適当なものはどれか。

	消費者	生産者
1	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
2	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$
3	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
4	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
5	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$

**39** ある財の売り手独占市場において、独占企業が利潤最大化行動をとる場合を考える。この財の価格を  $P$ 、生産量を  $X$  とする。この企業の総費用曲線が、 $TC = X^2 + 10X + 400$ 、市場需要曲線が  $X = 200 - 2P$  であるとき、均衡における財の価格はいくらか。

- 1 30
- 2 36
- 3 55
- 4 82
- 5 85

- 40 下の図は、ある企業が外部不経済を発生させながら操業しているときの、私的限界費用曲線、社会的限界費用曲線及びこの企業が直面する需要曲線を描いたものである。この図に関する次のA～Eの記述のうち、適当なもののみを全て挙げているものはどれか。



- A 生産量が  $Y_1$  のとき、直接規制により、生産量の上限を  $Y_0$  にすることで、外部不経済は減少するが、社会全体の余剰は変化しない。
- B 生産量が  $Y_1$  のとき、企業に対して生産量に比例した適切な課税をして、生産量を  $Y_0$  にすることで、社会全体の余剰は大きくなる。
- C 生産量が  $Y_1$  のとき、企業が被害者に損害額を賠償することにより、生産量は減少し、社会全体の余剰は大きくなる。
- D 生産量が  $Y_1$  のとき、国が企業に減産補助金を出して生産量を  $Y_0$  にすることで、外部不経済は減少するが、社会全体の余剰は小さくなる。
- E 生産量が  $Y_0$  のとき、企業が被害者に損害額を賠償し、生産量を増加させると、社会全体の余剰は大きくなる。

- 1 B, C
- 2 C, E
- 3 A, B, E
- 4 A, D, E
- 5 B, C, D